

# 国有林「遊々の森」の全国状況と制度比較

奥山洋一郎・大地俊介（東大院農）

## 1. 研究の目的

「遊々の森」は、国有林と学校等が協定を締結することで、児童や生徒が森林環境教育を実践できるフィールドを国有林内に設定する制度である。第一号の事例（四国森林管理局と高松市立屋島東小学校の協定締結）が2002年10月に誕生してから、2006年8月現在、全国に112箇所：5180ha設定されている。しかし、制度開始から間もないこと、また森林管理署段階での柔軟な運用が可能という本制度の特徴もあり、制度運用の全体像は明らかになっていなかった。本研究では、国有林野事業の中での遊々の森の位置を整理検討すること、制度運用の全国状況を明らかにして、今後の方向性について議論する。

## 2. 国有林野事業での位置づけ

2002年に出された林野庁長官通達「遊々の森の設定の促進について（平成14年9月20日14林国業第127号）」により、各森林管理局において遊々の森の設置の取り組みが開始された。協定の締結者となるのは、森林管理署長であり、協定相手との交渉、林地の選定、活動への支援などは管理署が主体となって行う。協定相手は学校が主に想定されているが、地方公共団体、地域組織、NPO法人等も対象となりうる。遊々の森では、森林の形状を大きく変化させるような活動（支障木以外の伐採や林種の転換を伴う植樹）は実施できないこととされており、構造物の設置も認められないが、その範囲内であったら、協定者が自由に活動できるというのも本制度の特色である。

## 3 利用の状況

2005年度の利用状況について、各森林管理局を対象に調査を実施した。1年間に何らかの活動が実施されていた遊々の森は63ヶ所で、延べ実施回数は217回、延べ参加者数は約12000人であった。遊々の森全体の約半数で活動が実施されていたが、この割合は学校林現況調査での活動実施の割合26%（2001年調査実施）と比べると、高い値となっている。両調査は実施時期や方法が違うため単純比較はできないが、利用しやすい森林の提供という国有林側の目的は一定程度達成できていると評価できる。

## 4 結論

遊々の森は国有林の中に占める面積は大きくないが、利用者主体で設定を行うという点で、顧客優先主義という新しい行政のあり方に合致した取り組みである。一方で、遊々の森の拡大が頭打ちになりつつあるのも事実である。遊々の森制度が必ずしも学校教育内での利用を前提としているわけではないので、協定相手の目的によっては設定適地の範囲が広がる可能性はあろう。その際には、作業地や協定相手の選定、協定締結時に活動内容や安全を担保した後は、管理署は一步引いて活動を見守るという体制を目指すべきであろう。国有林の実行体制としては、森林管理局・署が地域のボランティア・民間組織と連携を深めることが必要であり、一部で実行されているように、署が協定者との交渉・作業地の管理を担当して、森林環境保全ふれあいセンターが活動支援業務を実施する、という役割分担も検討する必要がある。

（連絡先 奥山洋一郎 okuyama@fr.a.u-tokyo.ac.jp）